

水道料金・下水道使用料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、町内における事業活動及び日常生活への甚大なる影響を鑑み、事業者支援及び生活支援等の観点から水道料金・下水道使用料の免除を実施していましたが、上下水道料金の免除については、以前お知らせしたとおり **5月の検針日をもって終了**となります。

※ **5月の検針日以降の使用水量については、これまでどおり通常の料金が賦課されますことをご承知願います。**

【検針日（5月の検針日は5月25日を基準）は、各家庭や事業所により異なり、23日～27日の間での検針となります。】

お問い合わせ先
上下水道課
管理・営業グループ
TEL0142-74-3008（直通）